

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会について

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について、下記のとおり申し合わせる。

記

第1 設置

次に掲げる諮問に応じ、苦情の申出について調査審議するため、東京第一検察審査会に、検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 1 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「情報公開申合せ」という。）

記第10の4による諮問

- 2 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」（以下「保有個人情報申合せ」という。）記第7の4による諮問

第2 組織

委員会は、委員3人をもって組織する。

第3 委員

- 1 委員は、優れた識見を有する者のうちから、全検察審査会の同意を得て、東京第一検察審査会が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。
- 3 委員は、再び委嘱されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委員に委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 東京第一検察審査会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認

めるとき、又は委員たるに適しない非行があると認めるときは、全検察審査会の同意を得て、その委員を解嘱することができる。

第4 委員長

- 1 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議等

- 1 委員会に対して第1に掲げる諮問があったときは、委員長は、委員会を招集する。
- 2 委員会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない場合において、委員が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により会議に関与したときは、当該委員は会議に出席したものとみなし、会議を開き、議決することができる。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数をもって決する。

第6 委員会の調査方法

- 1 委員会は、必要があると認めるときは、諮問をした検察審査会（以下「諮問庁」という。）に対し、次に掲げるものの提示を求めることができる。
 - (1) 情報公開申合せ記第10の1の苦情の申出に係る検察審査会行政文書（情報公開申合せ記第1に定める検察審査会行政文書をいう。2において同じ。）
 - (2) 保有個人情報申合せ記第7の1の苦情の申出に係る保有個人情報（保有個人情報申合せ記第1の4に定める保有個人情報をいう。2において同じ。）
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、検察審査会行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を委員会

の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

- 3 1 及び 2 に定めるもののほか、委員会は、苦情の申出に関し、情報公開申合せ記第 10 の 6 の(1)から(3)まで若しくは保有個人情報申合せ記第 7 の 6 の(1)から(3)までに掲げる者（第 8 において「苦情申出人等」という。）又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

第 7 調査審議手続の非公開

委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第 8 答申書の送付等

委員会は、第 1 に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを苦情申出人等及び情報公開申合せ記第 10 の 7 又は保有個人情報申合せ記第 7 の 7 により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に送付するとともに、答申の内容を適宜の方法で公表するものとする。

第 9 庶務

委員会の庶務は、東京第一検察審査会事務局において処理する。

付 記

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。